

ガバメントクラウド接続回線の情報提供依頼について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律・政令・基本方針では、令和7年度末までに基幹系20業務を、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされています。都道府県の2業務と市区町村の20業務が対象となり、それぞれの団体が定めた移行スケジュールに沿って移行を進めています。

自治体がガバメントクラウドを利用するためには、ガバメントクラウドへの接続回線が必要となるため、スケールメリットを活かし県と市町が共同で調達できないかを検討しているところです。

具体的には、以下【1】や【2】の方法で共同化ができないか検討を行っています。
(これら以外の方法であっても構いません。)

- 【1】三重県では県と29市町が、県データセンター等へ接続する情報ハイウェイとして、三重県情報ネットワークを運用している。このネットワークを活用し、県データセンターからガバメントクラウド接続回線を敷設・共同利用する方法
- 【2】多くの市町がすでに基幹系システムを設置しているデータセンター（県内2か所）からガバメントクラウド接続回線を敷設・共同利用する方法

本情報提供依頼は、上記をふまえたうえで、ガバメントクラウド接続回線についての最新情報や回線構成、見積等幅広く情報収集を行い、共同調達における回線仕様や予算策定の参考にするため実施するものです。

情報提供いただける事業者の方は、下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 情報提供内容について

以下に記載する内容について、部分的な提案であってもかまいませんので、広く情報提供をお願いします。なお現在は、参考資料に記載のとおり、3つのデータセンターからの接続を検討していますが、一部のデータセンターからのみの接続に限定した提案であっても構いません。

(1) ガバメントクラウド接続回線の仕様や製品名

- ・提供可能な回線の仕様や製品名等の情報
- ・現時点で選定されているガバメントクラウドのサービスプロバイダ4社（AWS、GCP、

Azure、OCI) への接続の特徴や条件

(2) ガバメントクラウド接続回線の構成・概算費用

- ・回線構成や概算費用（従量制の場合は、その内容）
- ・シングルクラウド接続とマルチクラウド接続の場合で状況が異なる場合は、それぞれの構成や費用
- ・提供可能な冗長化方法や帯域
- ・共同化する場合としない場合で状況が異なる場合は、それぞれの費用

(3) ガバメントクラウド接続回線に求める仕様

- ・別添「ガバメントクラウド接続回線に求める仕様（案）」に記載の内容について、注意すべき点や、満たすことが困難な内容

※現時点で国から示されている情報をベースに作成しているため、今後変更の可能性
があります。

(4) 共同化に必要な作業及び費用

- ・県と市町でガバメントクラウド接続回線の共同化を行う場合に必要な作業及びその費用
- ・ガバメントクラウドへの接続に必要なネットワークの設計、ネットワーク機器調達・設定、ネットワーク機器運用保守等

(5) その他

- ・本件に関連して有用な情報があれば、幅広く情報提供をお願いします。

2. 情報提供資料の提出方法について

(1) 提出様式

情報提供資料（別紙1）に提出資料の一覧と概要をご記入ください。

回線構成の提案について、初期費用、月額利用料、年額利用料がそれぞれ分かるものとしてください。機器費用や回線費用等の内訳の記載もお願いします。その他の資料の様式は任意とします。

(2) 提出部数

1部（電子データで提供して下さい。）

(3) あて先

三重県知事あて

(4) 受付期間

令和5年8月25日（金曜日） 17時まで

※提案に時間がかかる場合は、受付期間内にその旨をご連絡ください。

(5) 提出先

「4. 問い合わせ先」に電子メールで送信してください。
メール送信後、メール着信の確認を電話で行ってください。

3. 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、回線調達や、県と市町の共同化の方向性を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。また、上記依頼内容に記述する一部の内容の資料提供でも構いません。
- (3) 資料についてご説明をいただける場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
- (4) ご提供していただいた情報については、当組織内及び県内市町、三重県市町村振興協会との協議で使用するものであり、貴社に断りなく及び県内市町、三重県市町村振興協会との協議以外の第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (5) 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者の御負担でお願いいたします。
- (6) ご提供していただいた情報・資料につきましては、返却致しません。
- (7) ご提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

4. 問い合わせ先

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課市町連携班

担当：川瀬

住所：〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

電話：059-224-2200

電子メール：ctrenkei@pref.mie.jp